

(別 紙)

**令和 7 年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務のうち
水産物等輸出支援業務
仕 様 書**

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する令和 7 年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務のうち水産物等輸出支援業務（以下「委託業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

※マーケットイン：商品の対象市場における適応化（現地環境や文化に合わせた商品デザインや機能の変化、日本と同様の商品であっても当該商品が価値を発揮できる場面やシーンの変化）と定義する。

※ハンズオン支援：販路開拓を行う際に発生する業務や諸課題に対する一貫的かつ総合的な支援と定義する。

2 業務の目的

本県では、「宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略」（以下「食品輸出戦略」という。）において、「水産物」、「米」、「牛肉」、「いちご」、「日本酒」及び「さつまいも」の 6 品目を「輸出基幹品目」に位置付け、目標指標を定めて県産食品の輸出拡大に取り組んでいる。

近年、新型コロナウイルス感染症対策の世界的な緩和による外食産業の回復や、円安などの外部環境が、食品の輸出拡大にとって好機となっている。一方で、東日本大震災以降、中国や韓国で継続されている禁輸措置に加え、令和 5 年 8 月に開始した福島第一原子力発電所からの ALPS 処理水の海洋放出の影響により、最大の輸出先であった香港でも水産物の禁輸措置が講じられたことから、これらの国・地域以外での販路拡大が急務となっている。

本委託業務は、食品輸出戦略に掲げた目標指標の達成に向けて、水産物等について県内事業者が海外ニーズを的確に捉え、ターゲット市場に対し、現地が求める商品を現地が求めるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に輸出するための支援をハンズオンにより行うもの。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 6 日（月）まで

4 成果指標

受注者は、下記の具体的な成果指標の達成に向けた事業展開を図ること。

【成果指標】

対象国・地域で輸出につながった県産食品の数	10 品目以上
上記県産食品に係る輸出総額	計 30,000 千円以上

5 委託業務の内容

成果指標の達成に向け、以下に掲げる内容を含む業務を企画し、実施すること。

(1) 対象国・地域の選定

日本産食品の需要が大きく、宮城県産食品の輸出量も多いアジア地域を中心に、2つ以上の国・地域を選定し、委託業務を展開すること。

(2) 県産食品の海外販路拡大に向けたニーズ調査と商流の選定

対象国・地域ごとに、最新の食品ニーズや、品目ごとの主要ターゲット層などについて調査・分析したうえで、海外ニーズの高い県産食品を輸出基幹品目である「水産物」を中心に、輸出への取組意向のある県内事業者8社以上の商品を合計30品目以上選定し、それら品目の販路拡大に有効な商流（海外バイヤー、販売先等）を選定すること。

なお、これらはマーケティングプロセスに基づいて行い、選定した県産食品の強み・特長・アピールポイント等について把握したうえで、対象国・地域への確実な販路拡大及び継続的な輸出につながるようにすること。

イ 対象国・地域における最新の食品ニーズの調査・分析

ロ 品目ごとのターゲット層と、その嗜好性（用途・食べ方等）の調査・分析

ハ 海外ニーズの高い県産食品の選定（水産物を中心に30品目以上）

ニ ハで選定した県産食品の販路拡大に有効な商流の選定

(3) マッチング商談及び県内事業者への輸出支援の実施

(1) で選定した2つ以上の国・地域の海外バイヤー等5名以上を招聘した商談会を開催し、(2) で選定した商品のうち10件以上の取引成約につなげること。

商談会の前に各商品サンプルを送付するなど、より訴求効果の高い形で実施するとともに、県内事業者が継続的に輸出に取り組めるよう、輸出関連の手続きや、海外ニーズに合わせた商品のブラッシュアップ等、事業者に対して必要な支援を行うこと。なお、通訳の手配や資料翻訳等の経費も本業務において対応すること。

(4) 海外小売店又は飲食店における宮城県産食品フェアの開催

2か国・地域以上の小売店又は飲食店（計8店舗以上）において、(2) で選定した品目を中心に、県産食品のフェアをそれぞれ1週間以上開催すること。

ただし、宮城県が令和5年12月に「宮城県産品の海外への販路開拓等に関する包括連携協定」を締結した株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスが運営する海外小売店1店舗以上でのフェアの開催を必須とする。

あわせて、SNS等を活用したフェアの周知と、県産食品の魅力や美味しい食べ方等に関する情報発信を行い、効果的な集客と県産食品の認知度向上を図ること。

また、フェアの開催を契機に、対象店舗における県産食品の定番商品化や、取扱い品目の増加につなげること。

(5) 仙台港又は仙台空港を活用した持続性の高い食品輸出モデルの構築

県産食品は現状、主に京浜地域まで陸送され、東京港・横浜港や成田空港などから輸出されているケースが多いが、今後は「物流2024問題」や「カーボンニュートラル」へ

の対応として、仙台港や仙台空港を活用した食品輸出モデルを構築する必要がある。一方、仙台港等を利用しても、物量が少ないと輸送費が割高になってしまうことから、宮城県の食品のみならず、複数産地の広域連携により食品を集約して、混載コンテナで輸出する物流体制の構築が必要である。

令和6年度は県事業により、宮城県産梨や山形県産ぶどう等、東北の複数産地の食品をコンテナに混載し、仙台港から輸出するモデルの検討を行ったところ、一部品目で病害や品質劣化によりロス率が高くなり、生産段階及び流通段階での品質確保が課題となった。

令和7年度については、産地や流通事業者等と連携しながら品質確保の対策を講じた上で、仙台港又は仙台空港から県産食品を含む複数産地の混載により輸出する取組を2回以上実施し、県内事業者が継続的に仙台港又は仙台空港からの輸出に取り組む持続性の高い食品輸出モデルを構築すること。

(6) 企画設計・調整

- イ 本業務全体を適切に遂行するための計画書及びスケジュール並びに運営体制を整備し、明示すること。
- ロ 本業務に関する生産者等からの問合せや要望に対応すること。
- ハ 本業務全体の企画運営については、発注者と十分に連携しながら実施すること。

(7) 成果物の提出

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに、実績報告書（任意様式）を提出すること。実績報告書では、本業務で実施した内容及び結果を取りまとめ、実施結果から分析した業務の効果を記載すること。

なお、実績報告書は電子データで提出すること。

(8) その他本業務に関わること

- イ 発注者への中間報告
中間報告を2回程度実施し、発注者に対して業務の進捗状況等を報告すること。
- ロ 再委託について
委託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、効率的に業務を実施するために必要である場合は、発注者と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- ハ 仕様の変更について
受注者は、やむを得ない事情が発生した場合や、業務の目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について発注者と協議することができる。
- ニ その他、委託業務に関連し必要と認められる事務を行うこと。

6 その他

上記以外の事項について処理する必要がある場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。